

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険の資格・給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、国民健康保険の資格・給付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格・給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険の取得・喪失等の資格異動及び管理に関する事務 2. 資格確認書・資格情報通知書の交付に関する事務 3. 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付に関する事務 4. 療養費、高額療養費等保険給付の申請受理及び支給に関する事務 5. 第三者行為求償に関する事務 6. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴確認事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 5. 中間サーバー 6. 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険資格ファイル (2)国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項及び別表の44の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (別表における情報提供の根拠) ・2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 (別表における情報照会の根拠) ・69、70の項</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②評価実施機関	土中連

市民課 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話:(0846)22-7719 FAX:(0846)22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話:(0846)22-7734 FAX:(0846)22-2280 E-mail:shimin@city.takehara.lg.jp
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の記載がある申請書やUSBの保管、個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄に関して手作業が介在するが、いずれの場合でも複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	------------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---------------------------------------------------------

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	J-LISの提供するeラーニング教材を活用することで、特定個人情報の漏洩等に対するリスクマネジメントの教育を実施し、各職員が情報セキュリティについて学ぶ機会を設けることができているため対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I-1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 国保総合システム 5. 中間サーバー	事後	
平成29年5月31日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 市民健康課	市民生活部 市民課	事後	
平成29年5月31日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87及び93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106及び120の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106及び120の項)</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第一項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87及び93の項) :第3欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106及び120の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条</p>	事後	
平成29年5月31日	上に同じ	<p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 :第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)</p> <p>2. 別表第二省令 第25条及び第25条の2</p>	事後	
平成29年5月31日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 広島県竹原市中央五丁目1番35号 (0846)22-7719	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: (0846)22-7719 FAX: (0846)22-8579 E-mail: 010101@city.takehara.lg.jp	事後	
平成29年5月31日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部 市民課 広島県竹原市中央五丁目1番35号 (0846)22-7734	市民生活部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: (0846)22-7734 FAX: (0846)22-8579 E-mail: shimin@city.takehara.lg.jp	事後	
平成29年5月31日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月23日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年5月31日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月22日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号及び別表第2 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第一項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87及び93の項) :第3欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17, 22, 88, 97, 106及び120の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号及び別表第2 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第一項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93及び19の項) :第3欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17, 22, 88, 97及び106の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条及び第59条の3	事後	
令和1年5月22日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	森重 美紀	市民課長	事後	
令和1年5月22日	II-1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数	2)1,000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事後	
令和1年5月22日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	令和1年5月9日 時点	事後	
令和1年5月22日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	令和1年5月9日 時点	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	
令和2年4月14日	I-1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務及び被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	制度改正によるもの
令和2年4月14日	上に同じ		<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	制度改正によるもの
令和2年4月14日	I-1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 国保総合システム 5. 中間サーバー	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(給付)システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 5. 中間サーバー 6. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	制度改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月14日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠		(オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	制度改正によるもの
令和2年4月14日	I-4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号及び別表第2 : 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第一項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) : 第3欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 9, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93及び19の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条及び第59条の3	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120	事後	
令和2年4月14日	上に同じ	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号及び別表第2 : 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) : 第1欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) 2. 別表第二省令 第25条及び第25条の2	(別表第二における情報照会の根拠) 42,43	事後	
令和2年4月14日	上に同じ		(オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	制度改正によるもの
令和2年4月14日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月9日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月14日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月9日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月14日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託	委託しない	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月24日	I-1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険の取得・喪失等の資格異動及び管理に関する事務 2. 被保険者証・高齢受給者証等の交付に関する事務 3. 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付に関する事務 4. 療養費、高額療養費等保険給付の申請受理及び支給に関する事務 5. 第三者行為求償に関する事務 <p>番号法の別表第2に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るためにの健康保険法等の一部を改正する法律によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うこととされたことと、当該しくみのよう、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情</p>	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険の取得・喪失等の資格異動及び管理に関する事務 2. 被保険者証・高齢受給者証等の交付に関する事務 3. 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付に関する事務 4. 療養費、高額療養費等保険給付の申請受理及び支給に関する事務 5. 第三者行為求償に関する事務 6. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴確認事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) <p>番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	
令和3年9月24日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項及び別表第1の30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)</p> <p>・別表第1 項番30</p> <p>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>1. 番号法第9条第1項及び別表第一の30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号</p> <p>3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和3年9月24日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・</p> <p>1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.6 2.78.80.81.87.88.93.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・42.43</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 2 7. 30. 33. 39. 42. 46. 58. 62. 78. 8 0. 81. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120 の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・42. 43の項</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <p>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和3年9月24日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 市民課	市民福祉部 市民課	事後	
令和3年9月24日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: (0846) 22-7719 FAX: (0846) 22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp	総務企画部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: (0846) 22-7719 FAX: (0846) 22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp	事後	
令和3年9月24日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部 市民課 療養年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: (0846) 22-7734 FAX: (0846) 22-8579 E-mail: shimin@city.takehara.lg.jp	市民福祉部 市民課 療養年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: (0846) 22-7734 FAX: (0846) 22-8579 E-mail: shimin@city.takehara.lg.jp	事後	
令和3年9月24日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月24日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	I-1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 国民健康保険の取得・喪失等の資格異動及び管理に関する事務 2. 被保険者証・高齢受給者証等の交付に関する事務 3. 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付に関する事務 4. 療養費・高額療養費等保険給付の申請受理及び支給に関する事務 5. 第三者行為求償に関する事務 6. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴確認事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 国民健康保険の取得・喪失等の資格異動及び管理に関する事務 2. 資格確認書・資格情報通知書の交付に関する事務 3. 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付に関する事務 4. 療養費・高額療養費等保険給付の申請受理及び支給に関する事務 5. 第三者行為求償に関する事務 6. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴確認事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	
令和7年1月6日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>1. 番号法第9条第1項及び別表の44の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>		
令和7年1月6日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42, 43の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (別表における情報提供の根拠) ・2, 3, 6, 13, 27, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 141, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 (別表における情報照会の根拠) ・69, 70の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和7年1月6日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務企画部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: (0846)22-7719 FAX: (0846)22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話: (0846)22-7719 FAX: (0846)22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp	事前	
令和7年1月6日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: (0846)22-7734 FAX: (0846)22-8579 E-mail: shimin@city.takehara.lg.jp	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話: (0846)22-7734 FAX: (0846)22-2280 E-mail: shimin@city.takehara.lg.jp	事前	
令和7年1月6日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	